

福岡市立病院の 地方独立行政法人化について

保健福祉局市立病院担当

平成21年7月

福岡市立病院の概要

	こども病院・感染症センター	福岡市民病院
所在地	福岡市中央区唐人町二丁目5番1号	福岡市博多区吉塚本町13番1号
開院	感染症部門：昭和54年4月 小児医療部門：昭和55年9月	平成元年5月
診療科目	小児科（一般小児科，内分泌・代謝科，血液・免疫科，腎疾患科，新生児科，新生児循環器科，小児感染症科），循環器科，神経科（小児神経科），呼吸器科，整形外科，心臓血管外科，小児外科，形成外科，泌尿器科，眼科，耳鼻いんこう科，放射線科，麻酔科，精神科（こころの診療科），内科（成人感染症科）	内科，神経内科，循環器科，小児科，外科，整形外科，脳神経外科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，放射線科，麻酔科
病床数	一般病床 190床 感染症病床 24床	200床

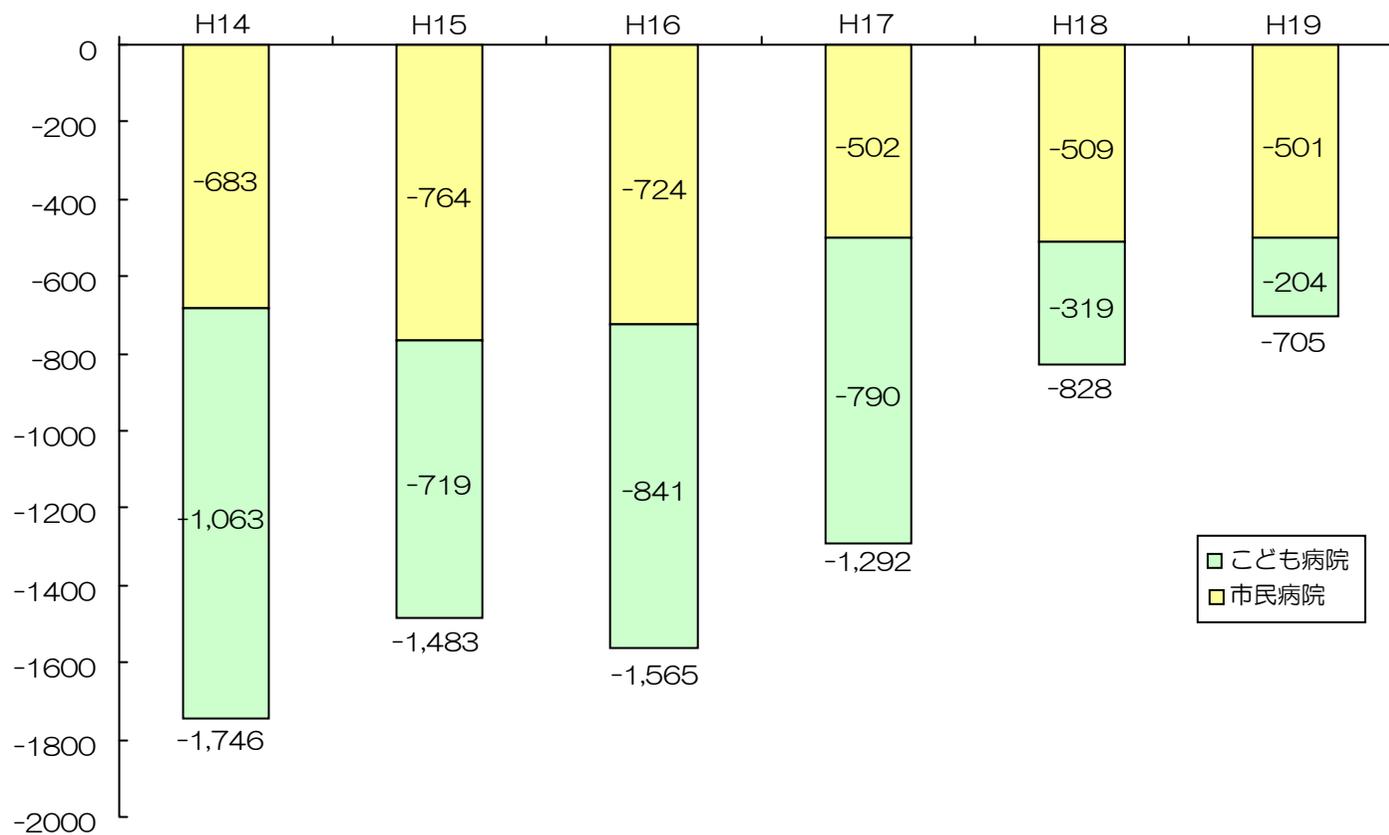
福岡市立病院の経営状況（平成19年度）

（単位：千円）

	こども病院			市民病院			合計		
	H19年度	H18年度	比較増減	H19年度	H18年度	比較増減	H19年度	H18年度	比較増減
医業収益	5,282,843	4,965,653	317,190	4,092,542	4,047,881	44,661	9,375,385	9,013,534	361,851
医業費用	5,487,272	5,283,969	203,303	4,593,595	4,557,111	36,484	10,080,867	9,841,080	239,787
医業収支比率	96.3%	94.0%	2.3%	89.1%	88.8%	0.3%	93.0%	91.6%	1.4%
医業収支差引額	△204,429	△318,316	113,887	△501,053	△509,230	△8,177	△705,482	△827,546	122,064
繰入金総額	486,996	589,729	△102,733	876,443	825,794	50,649	1,363,439	1,415,523	△52,084

福岡市立病院の経営状況（収支）

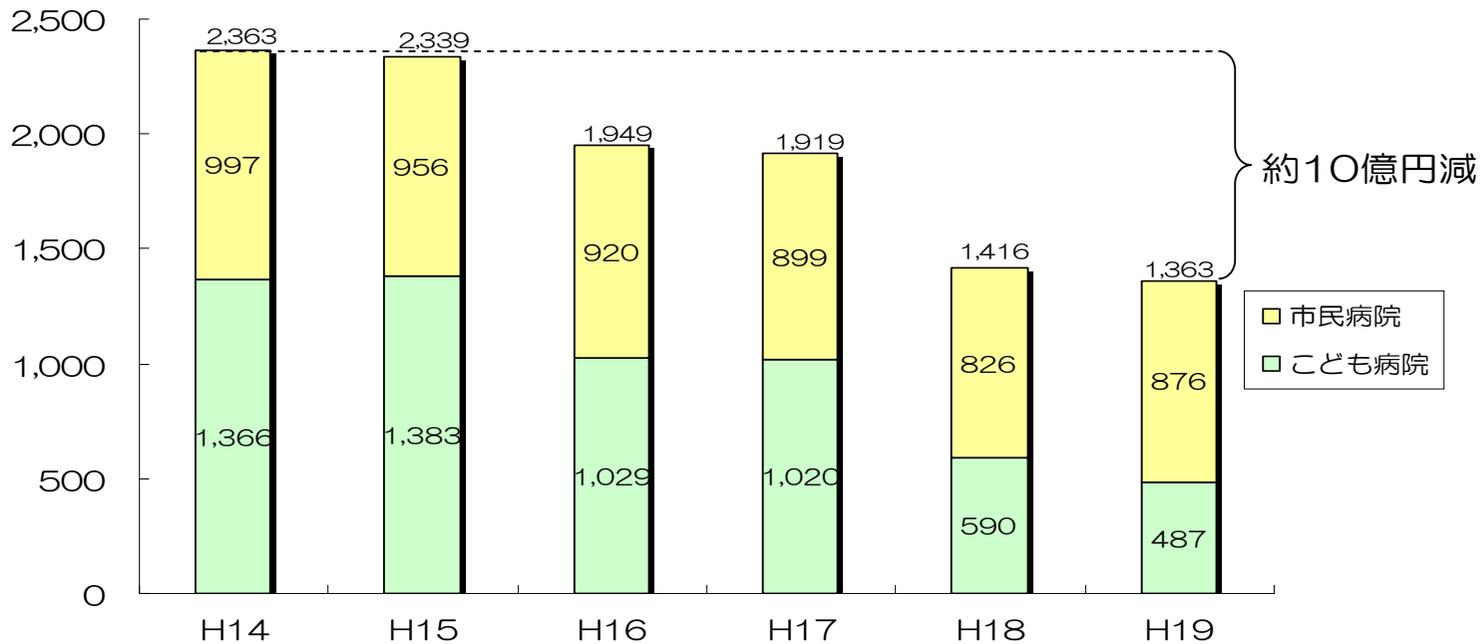
◇福岡市病院事業の収支状況



市立病院の経営状況（繰入金）

◇繰入金の推移

（繰入金 百万円）



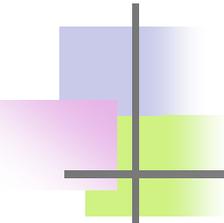
◇平均繰入額

こども病院（昭和55年度～平成19年度）

1,211,951千円

市民病院（平成元年度～平成19年度）

808,518千円



病院事業を取り巻く環境

～国の医療制度改革～

◇診療報酬全体でのマイナス改定の傾向

- ・ 医療政策に関する情報を常時収集し，柔軟に対応する体制構築の必要性

◇DPCへの対応

- ・ 院内の状況を把握・分析する優秀なスタッフ・システムの確保
- ・ 新入院患者増加のための医療連携体制の構築

病院事業を取り巻く環境

～福岡市の財政状況～

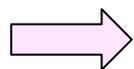
◇「財政リニューアルプラン」（平成20年6月）

歳入 → 一般財源80億円程度減少

歳出 → 180億円増加

財政健全化に取り組まなければ...

平成23年度までに約566億円の財源不足の見込み



病院事業においても、なお一層の経営改善が急務

これまでの検討経緯

市立病院の経営形態のあり方

福岡市病院事業
運営審議会答申
(平成20年6月)

- * 市が担うべき医療を安定的・継続的かつ効率的に提供していく経営形態としては、地方独立行政法人を選択することが望ましい
- * 必要な準備期間において速やかに移行を図るべきである

市の取り組み方針

- * 市立2病院を経営する地方独立行政法人を設立する方向で準備を進める。
- * 必要な準備期間を踏まえ、平成22年度の移行をめざす。

市立病院の経営上の課題

地方公営企業法の一部適用という現行制度では課題があり、抜本的な見直しが必要。

人事・給与に関する課題

医師，看護師等の増員が困難。（市全体の職員定数の制約）

→ 診療報酬改定など医療環境の変化に柔軟に対応できない。

予算・契約に関する課題

材料調達等の契約方法が限定されている。（地方自治法の制約）

→ コスト削減に限界がある。

責任体制に関する課題

現場の経営責任者に実質的な権限がない。（人事・予算等）

→ 迅速な意思決定ができない。

経営企画に関する課題

事務職員の人事ローテーション

→ 病院経営に精通した職員が育成できない。

課題解決のための経営形態の検討①

～各経営形態選択肢～

地方公営企業法
全部適用

- *専任の事業管理者が設置される。
- *一部適用と比べ事業管理者に広範な権限が認められ、自律性は高くなる。
- *地方自治法等による制約，単年度予算は一部適用と同様。

地方独立
行政法人

- *法人に経営にかかる権限が移譲される。
- *法人の自律性，自主性を尊重する一方で，評価委員会制度により，その業務実績について，地方公共団体が示した中期目標等に照らし，厳しく評価される。
- *情報の公表が強化されている。

指定管理者

- *公の施設の管理について，民間事業者等を指定することができる。
- *指定管理者に経営にかかる権限が移譲される。
- *事業の実施は，協定による義務づけや指定管理料など金銭的なインセンティブで図る。

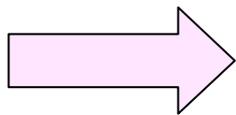
課題解決のための経営形態の検討②

～各経営形態の評価～

◇課題解決度による各経営形態の評価

※審議会答申より

課題		地方公営企業法 全部適用	地方独立行政法人	指定管理者
継続的な医療提供	人事・給与制度	△	○	○
	予算制度	△	○	○
	責任体制	△	○	○
効率的な医療経営	契約手法の 多様化	△	○	○
	意思決定の スピード	○	○	○
	事務職員の育成	△	○	○



課題解決度では、
地方独立行政法人又は指定管理者

課題解決のための経営形態の検討③

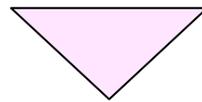
～結論～

◇指定管理者制度のリスク

- *他自治体病院において、指定管理者確保のために指定条件を変更した事例、指定期間途中で指定管理者が交代した事例がある。
- *制度的には、現在の組織体制が引き継がれない。



適切な指定管理者の確保や体制の変動に伴う医療水準の変化等のリスクがある。



市が担うべき医療を安定的・継続的かつ効率的に提供していく経営形態として、福岡市病院事業運営審議会の答申も踏まえ、地方独立行政法人を選択。

地方独立行政法人とは...

地域において必要な事務事業で

水道事業、鉄道事業
病院事業など

大学

試験研究

民間に行かせた場合は
必ずしも実施されないおそれがあるものを

効率的・効果的に行わせるため

地方公共団体が100%出資して設立する法人

地方独立行政法人の用語

中期目標

市長が法人に対して指示する3年から5年の期間で達成すべき業務運営に関する目標。
提供する医療の内容や業務・サービスの質向上に関すること、業務改善・効率化に関することなどが規定される。

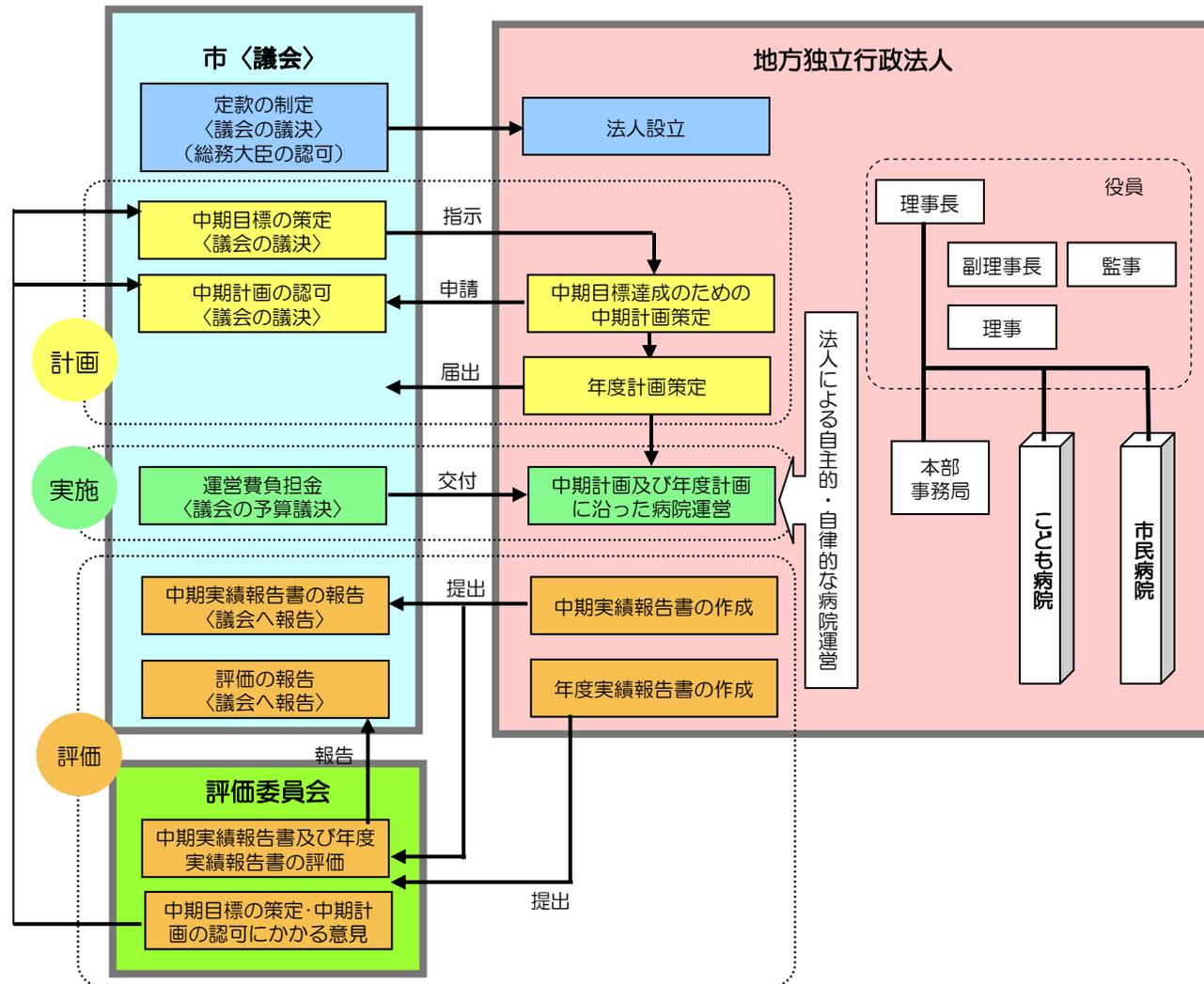
中期計画

市から指示された中期目標を達成するためにとるべき措置や予算、収支計画などを定めた法人の事業計画。
中期計画は、市の認可を受け、公表する。

評価委員会

法人の業務実績に関する評価を専門的、客観的に、また中立公正に行うため、設置される市の附属機関。
中期目標策定時や中期計画時の意見具申や、各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価、法人への業務運営の改善勧告を行う。

地方独立行政法人のしくみ①



地方独立行政法人のしくみ②

地方独立行政法人制度の4つの柱

自主(律)性

- * 中期計画, 年度計画に沿った自主(律)的運営
- * 法人の判断による柔軟な職員採用や配置
- * 多様な契約手法の活用等による効率的運営

透明性

- * 中期計画, 年度計画, 業績評価等の公表
- * 財務諸表の公表

公共性

- * 不採算医療等に必要経費は市が負担
- * 法人が担うべき医療を市が中期目標で指示
- * 中期目標策定, 中期計画認可時などに議会の議決

目標管理

- * PDCAサイクルの制度化・義務化を通じ, 効率的な運営と質の高いサービスの提供を確保

市立病院に求められる役割

地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を安定的に提供すること。

こども病院・感染症センター

小児科医等の確保・育成に努め、小児医療（高度・地域・救急）のさらなる充実を図るとともに、産科を新設し、周産期医療に取り組む。

市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、脳卒中センターの充実や循環器系疾患への対応強化などを進め、高度救急医療のさらなる向上を図ること。

経営改革の取り組み

～両病院共通の取り組み～

経営企画力の強化

経営管理手法の活用

効率的な経営に関する施策

人材の確保及び育成

医療の質と安全性の向上

経営改革の取り組み

～こども病院・感染症センター～

新病院の整備

新病院開院に向けた準備

患者サービスの向上に向けた取り組み



経営改革の取り組み

～市民病院～

地域における中核的な病院としての医療体制の整備

治験の実施と研究研修費の確保

患者負担の軽減



今後のスケジュール

これまでの経緯

平成21年3月	地方独立行政法人福岡市立病院機構定款	制定
	地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例	制定
4月24日	地方独立行政法人福岡市立病院機構設立準備委員会	設置

これからのスケジュール

平成21年7月	地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会	設置
12月	承継財産・職員引継条例案	議会上程
平成22年3月	中期目標	議会上程

平成22年4月 地方独立行政法人福岡市立病院機構 設立